

北海道新型コロナウイルス感染症対策要綱

第1 目的

この要綱は、北海道における新型コロナウイルス感染症対策に関する基本的事項等を定め、道民、事業者の理解と協力の下、関係者が相互に連携し、新型コロナウイルス感染症への的確かつ迅速な対応を図ることを目的とする。

第2 定義

- 1 新型コロナウイルス感染症 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。
- 2 新型コロナウイルス感染症対策 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第22条第1項の規定に基づき北海道新型コロナウイルス感染症対策本部が設置された時から、特措法第25条の規定に基づき廃止されるまでの間において、北海道が実施する対策（以下「対策」という。）をいう。

第3 対策に関する基本的事項

1 総合的な対策の実施

- (1) 道は、感染症法及び特措法等の関係法令、北海道新型インフルエンザ等対策行動計画、北海道新型コロナウイルス感染症対策の対処方針に基づき、総合的かつ効果的に対策を実施する。
- (2) 道は、社会経済に及ぼす影響を十分に考慮し、感染拡大防止と社会経済活動の維持・確保の両面から対策を実施する。
- (3) 道は、対策の進捗状況等について点検を行い、より効果的な対策の実施に努める。

2 市町村等関係者との連携

- (1) 道は、対策の実施に当たり、国、都府県、市町村その他関係機関・団体等と連携・協力を図る。
- (2) 道は、保健所設置市をはじめ、住民に最も身近な行政機関である市町村との感染状況等の情報共有に努めるとともに、相互に連携し対策を実施する。

3 道民及び事業者の理解・協力

- (1) 道は、道民及び事業者に対し、感染状況をはじめ、新型コロナウイルス感染

症に関する正しい知識、新たな知見を踏まえた予防行動などについて、適時・適切に情報発信を行い、対策への理解と協力を得られるよう努める。

- (2) 道は、道民及び事業者が感染リスクの低減に資するライフスタイルやビジネススタイルを実践する「新北海道スタイル」の浸透・定着を促進する。

4 感染者情報の公表

- (1) 道は、新型コロナウイルス感染症に罹患した者の年代、性別、国籍、居住地、行動歴等の情報に関する公表については、国の公表基準を踏まえつつ、別に定める基準に基づき適切に実施する。
- (2) 感染者情報の公表に当たっては、個人が特定されないよう十分配慮する。

5 人権侵害の防止

道は、新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見、誹謗中傷など、感染者やその家族、医療従事者等の人権を侵害する行為を防ぐため、正しい知識の普及や理解促進、正確で適切な情報提供、冷静な行動に向けた働きかけ、相談対応その他の必要な取組を実施する。

第4 対策の立案、決定及び実施に関する事項

1 北海道新型コロナウイルス感染症対策本部

道は、対策に関する総合調整及び重要事項の決定は、北海道新型コロナウイルス感染症対策本部において実施する。

2 レベル分類の運用等

- (1) 道は、国が示した「オミクロン株対応の新レベル分類」を踏まえ、レベル分類の枠組や指標・事象については、国に準拠する。レベル判断に当たっては、レベル1及び2については病床使用率、レベル3及び4については病床使用率と重症病床使用率の指標によることとし、事象も勘案するなど、総合的に判断する。
- (2) レベル分類の運用に当たっては、原則、全道域で行いつつ、札幌市を対象とした運用を行うとともに、地域の医療への負荷の状況等を踏まえ、地域を限定した対策等を検討し、実施する。
- (3) 行動等の制限につながる要請を行う場合には、特措法に基づき実施するとともに、その制限は必要最小限とする。

3 北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議の設置

- (1) 道は、対策の立案、決定及び実施に当たり、必要な意見を聴取するため、医療、福祉、経済、産業、労働、教育、法務、地方行政等の有識者等で構成する

北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(2) 有識者会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

4 意見等の聴取

- (1) 道は、対策の立案、決定及び実施に当たっては、必要に応じ、前項に定める有識者会議のほか、北海道感染症危機管理対策協議会設置要綱に基づき設置する新型コロナウイルス感染症対策専門会議（以下「専門会議」という。）の意見や見解を聴取する。
- (2) 以下の措置を行う場合は、事前に有識者会議及び専門会議の意見等を聴取するとともに、事前に市町村や関係団体等へ情報提供する。
ただし、各会議について、緊急を要するなど開催が困難な場合には、構成員から個別に意見等を聴取することができる。
 - ① レベルの移行に関する措置
 - ② 特措法第31条の4第6項に基づく国への要請
 - ③ 特措法第24条第9項、第31条の6及び第45条に基づく措置

第5 その他

この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和2年12月24日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年3月19日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年12月8日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年11月29日から施行する。